

論 説

価値を付加する第三者委員会の機能再考 —品質不正の分析から—

CCMA・CFE (注 1) 仲尾 聡

第1章 はじめに

1. 研究目的

日本弁護士連合会（以下、日弁連と略記）の第三者委員会ガイドラインに基づく第三者委員会は、上場会社（そのグループ子会社を含む）、都道府県、学校法人など広く定着する一方、第三者委員会の委員経験者からも「名ばかり第三者委員会」など各種の批判が生じている。また、日弁連の第三者委員会ガイドラインの制定過程には、大物弁護士の関与のため、後述の情勢の変化のなかで修正の機会を得ておらず、今後の推移が危惧される。

その一方で資本流通市場の代弁者である日本取引所自主規制法人（以下、J P X 自主規制法人と略記）を中心として、「虚偽記載事項審査」から「不祥事対応・不祥事予防のプリンシプル」といった形態で、第三者委員会に期待される役目が明文された。また、会社法制度の設計の多様化にともない社外取締役（監査委員、監査等委員）、監査役が第三者委員会に関与する役割も修正を迫られている。

本稿では、内部監査や不正調査などの内部統制からの連続的な関係で、主として品質不正に関する調査報告の分析を通じ、「価値を付加する第三者委員会の機能」に関する考察を行い、ソフト・ロー形成(注 2) に資する提言を作成することを目指す。

2. 先行研究

青山学院大学会計大学院の八田進二教授の著作の『第三者委員会の欺瞞』(注 3) がある。後で述べる第三者委員会報告書格付け委員会で得た教授自身の知見をもとに、10 の事例を取り上げ、所見を披露し、提言で締めくくっている。10 の事例のうち、厚生労働省、日本大学、東京医科大学、朝日新聞社、日本オリンピック委員会を除く 5 事例が上場会社およびその子会社であり傾聴すべき点があるといえる。

実務的には、本村弁護士らのまとめた著作(注 4) がある。実例を一覧表化している点で有用である。

3. 研究方法

会社法・金融商品取引法（以下、金商法と略記）、会計規範、弁護士倫理、内部監査・不正検査に関する基準などの視点から、適用可能な共通の法規範のソフト・ローに関するベストプラクティスを取り出す。

4. 着想に至った経緯

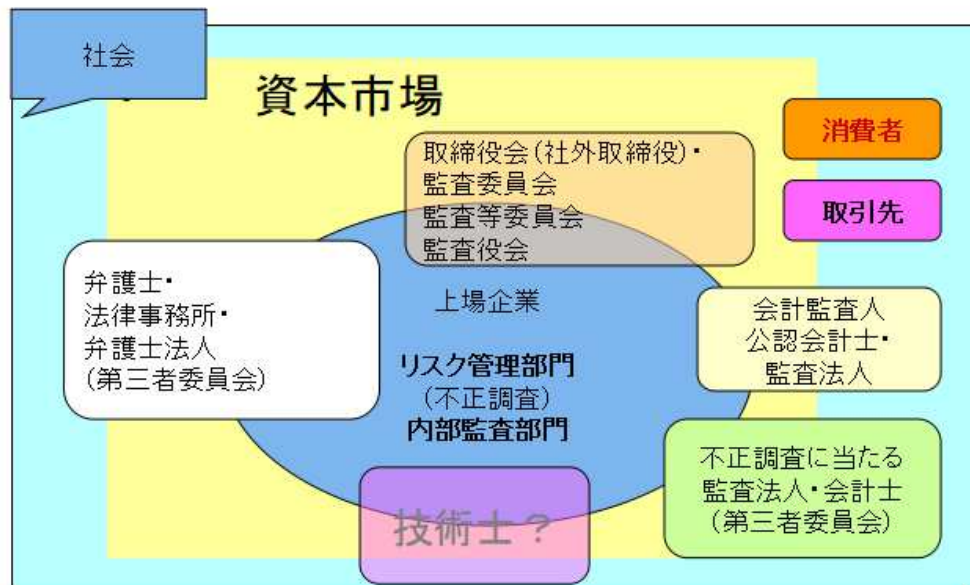
日立化成株式会社（現 昭和電工マテリアルズ株式会社、以下、日立化成と略記）、日立金属株式会社（以下、日立金属と略記）での品質不正が公表され、当初、日立グループでの品質不正を題材に企業集団における事例研究を行う予定であった。

ところが、上記 2 社のうち後者の日立金属の特別調査報告書は 2020 年 12 月上旬時点で、未発行であるため、あきらめざるを得なかった。

各種出版物や GOOGLE SCHOLAR や NACSIS データベース上の学術論文を検索したものの、弁護士・会計士からの視点、経営倫理に関する視点等、一方向に偏ったものが多かった。

品質不正に関する第三者委員会報告書を 6 例程度分析し、周辺の論点について、考え方の基準となる文書や、金商法を所管する金融庁の考え方や取引所の規程や上場管理方針を踏まえて、投資家を含めたステークホルダーに価値を付加する第三者委員会のありようについて考察することとしたものである。

第三者委員会をめぐる構図 【作図：報告者】



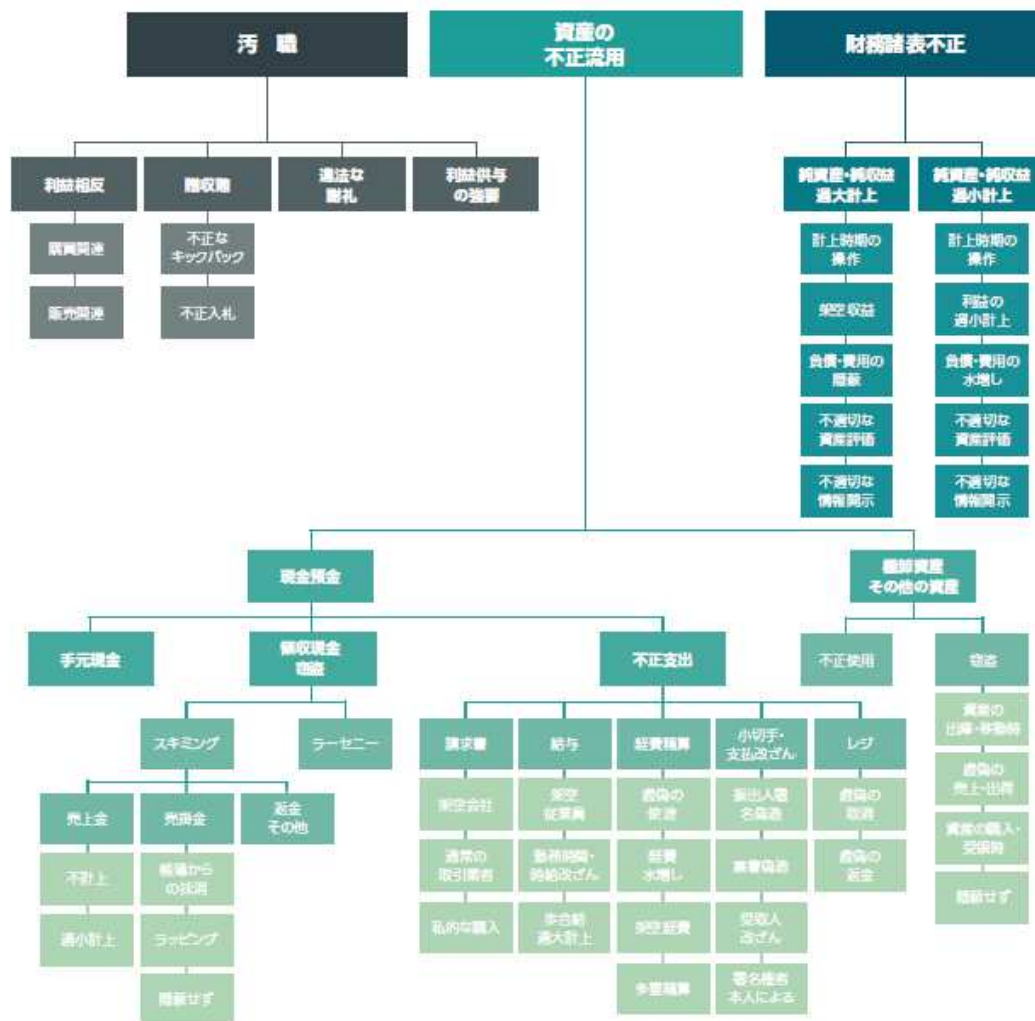
第2章 問題意識の所在

1. 不正の性質と分類

不正とは、株式会社における不正は、会計不正（売上・仕入・財務諸表）、製品・サービスの不正、研究開発での不正などが想定される。

専門家団体による不正ツリーの明示は、以下のようになっている(注 5)。会計上の不正に関するツリーが多く、品質不正に関連する位置づけの事項はそれほど多くない。

図4. 職業上の不正と濫用の分類（不正の体系図）⁶



⁶不正の体系図に含まれる不正スキームの多くの定義は7ページの用語集に記載されている。2016年度までの報告書では「小切手・支払済み」は単に小切手改ざんと呼ばれていた。しかしながら電子的支払方法への移行の拡大をよりよく反映するためこのカテゴリーの名称を変更した。

(典拠：「2018 年度職業上の不正と濫用に関する国民への報告書（日本語版）」11 頁
 そのまま抜粋)

2. 品質不正—概論

品質不正といっても、製造業を念頭に置いた場合、研究開発・製品製造・検査・検品の様々な段階が想定されうる。例えば、食品産業の場合に、研究開発で、特定保健用食品（以下、トクホと略記）機能を確保したと偽造する場合もある。

3. 検査不正

検査不正の場合には、品質検査部門が製造部門と別に納品のための社内検査を行う場合に、外部で定める基準や、社内の基準をごまかして基準にあるものとして検査合格させる場合がある。

日産自動車株式会社（以下、日産と略記）、スズキ株式会社（以下、スズキと略記）、株式会社 SUBARU（以下、SUBARU と略記）のような場合には、自動車メーカーで検査員の資格があるものが検査することとしているものを、無資格者が検査試験したこと、道路運送車両法で定める検査方法を緩めて（逸脱して）試験したことに関する違反である。

SUBARU の場合は、2つの工場で登用前検査員による完成検査行為の実施、燃費・排出ガスの抜き取り検査での測定値書き換え、といった不正・不適切行為だけでなく、国土交通省の立ち入り検査で走行速度や試験室内の湿度について法令に基づく告示等で規定された許容範囲を逸脱した（トレースエラー、湿度エラー）にも拘らず、これを有効な測定として処理した事案について調査・報告したものである(注 6)。

株式会社神戸製鋼所（以下、神戸製鋼と略記）では、「グループ子会社による JIS 法違反のほか、公的規格又は顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざん又は捏造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷又は提供する行為」を「不適切行為」と定義して、自主点検の過程で顧客仕様や公的規格を満たさない製品について、検査結果のデータ改ざんが行われていたことについて調査している(注 7)。

日立化成では、「出荷検査における不適切行為」の調査以外に、「開発段階ないし開発部門における不適切行為」「対象製品の性能・試験のプロセス検証」に不適切行為の恐れがあるが未着手であることを明記している(注 8)。

雪印種苗株式会社（以下、雪印種苗と略記）は、雪印乳業の完全子会社であり、その第三者委員会に至る過程の事実概要は以下の通りである。

種苗法に基づき農林水産省の指定種苗の検査結果から、雪印種苗について複数種苗の販売で違反表示があり、報告徴取命令に基づき第三者委員会を設置した。同委員会の調査対象は、違反表示の具体的内容、出荷中止や商品回収等の対応、違反表示に関係した部署の業務上の権限責任の範囲、コンプライアンス体制、内部けん制体制、および内部監査体制を調査対象としていた。

発見事実としては、2014・2017年の2回の社内調査の結果が事実に反することを発見した。また、辞任した社長自身が種苗課長時代に品種偽装行為を指示・実行した事実、2014

年社内調査に対し社長（当時専務）は「ことを大きくしないようにするために」記憶とは異なる内容を述べたことをメールの復元やヒアリングを積み重ねて明らかにした。

一方で、第三者委員会報告書格付け報告書で指摘した報告書の短所としては、2012 年、2014 年の親会社である雪印乳業の役員なども関与した委員会が所期の成果を上げられなかったのか各々の原因事実は随所にちりばめられているものの、親会社である同社の責任の所在は十分解明が尽くされたとは言えない。親会社に求められる子会社管理機能や内部監査部、監査役部局などの総合的グループガバナンスの機能不全についての記述が不足していた、と指摘している。

4. 研究不正

研究開発の不正については、リサーチの対象としておらず、筆者の能力を現段階で超えるため対象としない。

5. 品質不正（狭義）

ここでは、製品・サービスが、顧客に出荷する際に、法令や規格で一定の基準で適合したものとなっていない、と定義する。

第3章 第三者委員会の機能再検討

1. 日弁連の第三者委員会ガイドライン

（1）第三者委員会ガイドラインの構成概要

前章までで、不正の定義を確認してきた。現在の上場企業の企業実務としては、第三者委員会で、ステークホルダーに説明責任を果たすための調査を行い、取締役会に報告することになっている。その基本骨子を規定するものが、日弁連の制定した第三者委員会ガイドラインである。その構成は以下のようにになっている。

第 1 部 基本原則

委員会の活動

不祥事に関する事実の調査、認定、評価

説明責任

提言

第 2 部 指針

活動についての指針

独立性、中立性についての指針

企業等の協力についての指針

公的機関とのコミュニケーションに関する指針

委員等についての指針

その他

(2) 制定の背景

日弁連が弁護士業務改革委員会で「企業不祥事における第三者委員会に関する検討チーム」で作成、2010年(平成22年)7月に同理事会で承認・公表、同年12月に一部改訂した。第三者委員会のガイドラインとしてはもっとも標準的ともいえる。

(3) 第三者委員会の水準を維持させるための活動

第三者委員会の活動に対して「名ばかり第三者委員会」という批判に対応するため、第三者委員会報告書格付け委員会(注9)の活動が存在している。第三者委員会ガイドラインの制定にかかわった久保利英明弁護士、野村修也中央大学教授のほか、最初に記述した八田教授が参加している。第三者委員会の報告書をガイドラインに照らして評価・モニタリングを実施している。第三者委員会報告書格付け委員会の評価に対して、小林英明弁護士からの反論(注10)にもコミュニケーションを実施している(注11)。

(4) 今日的な状況に対する日弁連の第三者委員会ガイドラインの評価

筆者としては第三者委員会ガイドラインが、他の基準の変化した現在の情勢に対応できているか、次の4点で疑問を持っている。

第一に、会社法改正による監査役設置会社にとどまらない、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社と会社組織法の複線化によって、社外取締役、そこから派生して兼務する監査委員、監査等委員との義務化によるガバナンスの変化があった。社外取締役(注12)、監査委員、監査等委員、監査役と第三者委員会の連携についてどのように進めるべきか、網羅範囲を広げてもよいのではないかと考える。

また派生する視点として上記の各組織類型において社外取締役、監査委員、監査等委員、または監査役に就任した弁護士が、第三者委員会といかなる関係を持つのか、連携の規範・理想形に関して記述する必要はないか、疑問が残る。

第二に、第三者委員会報告書の調査結果(その周辺の証拠資料)と弁護士秘匿特権と、外部公表との関係を整理する必要性が生じている。

秘匿特権とは、有資格者である法曹専門家と依頼者(今回の場合は株式会社)との間で法的助言に関するやり取りについて、その法的助言が法令違反であることや依頼者とその保護を放棄しない限りは、捜査手続きや訴訟の際に他の法曹専門家や官公庁からの開示要請について保護される特権があるということの意味する。第三者委員会ガイドラインでは、当該秘匿特権と第三者委員会の委任範囲との整合性を十分検討していない。その一方で、企業活動の国際化や、外国資本市場への参画で、上場株式会社には、日本の金商法への適合のみならず、米国の証券取引法等の域外適用での整合性・防御策が要請されている。

上記のことが明らかになった契機は、神戸製鋼の際に、米国におけるADR(預託証券)を通じた株主代表訴訟の場合にディスカバリ手続きを要請した際に、第三者委員会で収集

した資料について上記の論点が生じたため、会社側が報告書その真のある部分を削除した公開用の報告書を作成した経緯からである(注 13)。第三者委員会の報告書は開示を原則とするものの、同社の作成経緯については上述のような固有の事情があるものの批判を受けている(注 14)。

第三に、委員を補助する弁護士法人やその従業員も含めたインサイダー防止(注 15)・利益相反の管理(注 16)について記載が十分とは言えない。

第四に、現行の第三者委員会ガイドラインの対象範囲は不祥事の事後対応である。社外取締役就任する可能性の高い弁護士の法曹専門家団体である日弁連が、コーポレート・ガバナンス強化のために第三者委員会ガイドラインの対象範囲を拡張して、不祥事予防のための活動指針の必要性を発信する必要はまったくないと考えられず、むしろ高まっているといえる。先ごろ、経済産業省「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会 報告書～令和時代に必要な法務機能・法務人材とは～」(注 17)が改訂されており、これが代わりに提言機能を果たしているのだろうか。予防法務としての機能発揮を法曹専門家団体として、ガイドライン改訂を通じて発揮できる機会を発揮していないことに疑問を抱かざるを得ない。

上記 4 つの点は社会的に説得力のある内容であると考えている。

2. 会計士に関して機能するガイドライン

これまでは、法曹専門家で基準として機能する指針に関して考察してきた。次に第 2 の専門家として機能する公認会計士に関して機能するガイドラインについて考察していきたい。

(1) 不正調査ガイドライン

日本公認会計士協会(経営研究調査会)は、2013年(平成 25 年)9月4日付けで経営研究調査会研究報告第 51 号「不正調査ガイドライン」(注 18)(以下、調査ガイドラインと略記)を公表した。

この調査ガイドラインは、公認会計士が、企業や企業以外の組織体(以下「企業等」という。)から不正調査業務の依頼を受けた場合、当該業務を受嘱するかの判断、当該業務の体制と計画・管理、情報の収集と分析、仮説の構築と検証、不正の発生要因と是正措置案の提言、調査報告、企業等が行うステークホルダー対応への支援、及び不正調査業務の終了といった一連の業務に関する概念や留意事項等について体系的に取りまとめる趣旨である。

調査ガイドラインでは、不正調査を、「企業等自ら又は不正調査の依頼者からの依頼に基づき、不正調査を実施する者が法律、規則及び基準(会計基準を含む。)並びに社会倫理からの逸脱行為に関して、その内容、関与者の特定、手口、影響額、発生要因等を調査し、ステークホルダーへの対応を検討し、是正措置案の検討をするとともに、必要に応じてその後の是正措置の実施状況を監督する一部又は一連の手続」と定義している。「財務諸表監査における不正」は、他の監査基準報告書を引用し「不当又は違法な利益を得るために他者を欺

く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為」よりも定義が広いと認めている(注 19)。

(2) 近年の不正調査に関する課題と提言

(1) で紹介した不正調査ガイドラインに加えて、更に 2019 年 7 月 2 日付けで経営研究調査会研究報告第 65 号「近年の不正調査に関する課題と提言」を公表した。その趣旨は、不正調査業務において、前述の「不正調査ガイドライン」が不正調査人に十分尊重されていない事例もあると思われることから「問題がある不正調査」に関する課題が分かるように事例を創作し、提言として解説するものである。

ただ、社外取締役としての視点・役割からの記述はない。一方で保証業務との関係で、内部統制の無効化について着意している(注 20)。また、再発防止策との関係で不正リスクの評価についてコメントしている(注 21)。

公表について、東京証券取引所(以下、TSE と略記)等への開示を前提としている。つまり国内資本市場への対処を念頭に置いているものの、日本以外の海外資本市場である域外適用の可能性については念頭に置いている。

「近年の不正調査に関する課題と提言」では、その背景として、「残念なことに公認会計士が実施する不正調査業務において、「不正調査ガイドライン」が十分に尊重されず、独立性・中立性等のない者が第三者委員等と名乗り不正調査を請け負う事例、経営者の意向に沿う余り重要な不正事実を隠蔽する事例、火事場泥棒のように過剰な調査の対価として高額な報酬の請求が行われる事例など、不正調査人の側にも問題がある事例が報じられる」(注 22)と記載し、職業専門家としての信頼を裏切らないために事例をあげて注意を促している。

事例のいくつかは、過去の具体例に基づき起りがちな設例を記述している。

倫理面及び調査体制・計画管理の問題に関して、独立性・中立性の維持、同業者間の評価、調査範囲の縮小圧力、調査の限界、会計基準の不在、会計監査人との相互コミュニケーション、不適切な計画管理、不正調査人の選任、調査範囲の決定、および、高度な専門性と判断が求められる複雑な不正調査への対応を列挙している。

調査手続き及び調査結果の検討に関して、インタビューに過度に依存した結論付け、PC 等(IT 関連)のデジタル・フォレンジックの対象範囲、サンプリング手続に過度に依存した手続き、および、アンケート調査結果のフォローアップに留意すべきことを記述している。

要因分析及び是正措置等の問題については、要因分析の結果が是正措置案に全く反映されていないケース、要因分析に即さない是正措置案が策定されているケース、実行可能性が低い是正措置案を策定するケース、不正実行者の実名が公表されたケース等の分析の後、アンケートで会計士の声が記載されている。

(3) 記述不足の可能性を有する点

これまでの記述を通じ会計士協会のガイドラインと派生する提言に関して概観してきた。

全体を通じて、記述不足の可能性のある点を指摘しておきたい。

まず、公認会計士が社外取締役・監査委員・監査等委員・監査役を務める場合の視点・役割からの記述はない。一方で保証業務との関係で、内部統制の無効化について着意している(注 23)。また、再発防止策との関係で不正リスクの評価についてコメントしている(注 24)。

また、公表について、TSE 等への開示を前提としている。つまり国内資本発行・流通市場への対処を念頭に置いているものの、法でいえば SEC や米国証券取引法、会計基準でいえば IFRS 等の域外適用の可能性については念頭に置いていない。

3. 会社法での社外取締役・監査役と第三者委員会との関係

本節では、株式会社での重要なファクターである取締役と監査役の団体が、課されたその職責と第三者委員会に対する関係・連携を認識・解釈しているのか、確認していく。

(1) 日本取締役協会の視点

日本取締役協会が上場企業を含む取締役の職能団体であると認識している。そのため、日本取締役協会のホームページを確認したが、第三者委員会との具体的な協働方法を記したものは確認できなかった。

2014年3月7日に同協会が、「社外取締役・取締役会に期待される役割について(提言)」として発表している文書では、第7項で「社外取締役・取締役会による経営者の「監督」とは、自ら動いて隠された不祥事を発見することではない。社外取締役は、不祥事の発生を防止するリスク管理体制の構築を「監督」し、「監督」の過程で不正行為の端緒を把握した場合に適切な調査を行うべきであるが、隠された個別の不祥事の発見自体は社外取締役による経営者の「監督」の直接的な目的ではない。」と述べている。

その解説編では、社外取締役による経営者の「監督」は、前述のとおり、経営者が策定した経営戦略・計画に照らして、その成果が妥当であったかを検証し、最終的には現在の経営者に経営を委ねることの是非について判断することがその中核的な部分である、としており、経営者に代わって個別の不祥事を発見するとともに、自ら動いて経営者の不正行為を発見することは、社外取締役に求められている「監督」ではない、と解釈している(注 25)。

同協会の文書を読み進むと、「もちろん、不祥事の発生を防止するリスク管理体制や内部統制システムの基本方針を決定し、その構築を「監督」するのは社外取締役の職務であり、「監督」の過程で、不正行為の端緒を把握したり、その疑いを抱かせる事象に遭遇した場合は、経営者に説明を求めたり調査をさせ、場合によっては自ら調査するなど、適切な対応が必要となる。

しかし、個別の業務執行の適否以上に、隠蔽された不正行為の発見は、業務執行に精通せず、情報が相対的に少ない社外取締役に職務として期待するのは適切でない。また、個別の不祥事の発見が社外取締役の職務の直接的な目的と位置づけてしまうと、取締役会における議論や社外取締役の職務執行が変質しかねない。(注 26)」と記述しており、監査役会設置

会社と委員会設置会社の時代を前提としているとはいえ、会員である社外取締役の危機対応能力のソフト・ロー制定機能についていささか疑問を抱かざるを得ない。2016年に「監査等委員会の監査の展望」で初めて内部監査機能を監査等委員会が監督する米国の例に言及している(注 27)。

一方で、これとは別に上場会社役員の育成に的を絞っている公益社団法人である会社役員育成機構では、取締役・監査役のための研修として、不祥事の実例を素材に、「もし自分がその場にいたら、どうすべきか?」、企業不祥事を起こさないためのポイントだけではなく、ケース・スタディ事例でも不祥事を取り上げている(注 28)。

(2) 日本監査役協会の視点

上場会社の監査役の職能団体が日本監査役協会であるため、その団体の見解を紹介することが適切であると考えられる。また、監査役協会の対応スコープは、委員会等設置会社の監査委員、監査等委員会設置会社の監査等委員も射程に当たっていることを付言しておく。

日本監査役協会では、新任監査役ガイドで、子会社の監査役等との連携、法令遵守体制等の監査、内部統制システムの監査について不祥事防止の観点から記述するとともに、明白な利害関係がある場合を除き第三者委員会委員に就任するように求めている(注 29)。また、予防・監視だけでなく、発生後の拡大防止の対応についても紙面を十分に割いてその重要性を説いている(注 30)。適切に対応しない場合には、善管注意義務違反や損害賠償責任が認定されることを念頭に対処するように説いている。

監査役実施要領で、第 8 章に 3 ページを割いて詳しく検討を行っている(全文は参考資料【1】に記載)。監査役は不祥事対応の中心となる旨、取締役協会よりもはるかに力強く記載している(注 31)。その背景としては、会長である岡田譲治氏自身が「わがこと」として、公認不正検査士資格も取得し、第三者委員会の窓口対応の重要性を熟知しており、監査役協会もその職責の重要性を重く受け止めていると推測される。

八田教授自身も、日本航空の顧客情報漏洩事案で社外監査役から構成される独立役員からなる検証委員会で、2015年に報告書(注 32)を作成しており、上記に記した監査役実施要領にいう第三者委員会への関与を果たしており、実践しているという点では一定程度評価できるものである。

4. JPX (日本取引所グループ) の二つの不祥事関連プリンシプルと第三者委員会

(1) 「不祥事対応のプリンシプル」と「不祥事予防のプリンシプル」の視点

金商法により規律されるとともに、日本取引所グループの自主規制部門である JPX 自主規制法人では、上場会社に「不祥事対応のプリンシプル」および「不祥事予防のプリンシプル」を示して、遵守を促している。不祥事対応のプリンシプルの視点は、当時の自主規制法人のトップが、次のような視点を提示している。上場会社の不祥事に対して規則違反の内容を含む場合には、違約金徴求や特設注意市場銘柄に指定する措置を講ずることになる。規則

違反がない場合でも不祥事の事後対応が不適切な上場会社の問題は、資本市場の信頼性と活力に影響を及ぼしうる。したがって、不祥事の事後対応について、プリンシプルベースで対応を促す取り組みを図り資本市場の信頼性向上を図る取り組みとして制定されたものである(注 33)。

また、プリンシプルベースであるが、法令や取引所規則のようなルールではなく、プリンシプルの充足度が低くても、それのみを理由に不利益措置を行わない(注 34)、としており、スチュワードシップコード(以下、SSC と略記)やコーポレートガバナンスコード(以下、CGC と略記)と異なり、コンプライ or エクスプレインという取り扱いでないことも異質である(注 35)。CGC では、具体的に下記の指針を示している。

[指針 1] 不祥事の根本的な原因の解明

不祥事の原因究明にあたっては、必要十分な調査範囲を設定の上、表面的な現象や因果関係の列挙にとどまることなく、その拝見などを明らかにしつつ事実認定を確実にを行い、根本的な原因を解明するよう努める。

そのために、必要十分な調査が尽くされるよう、最適な調査体制を構築するとともに、社内体制についても適切な調査環境の整備に努める。その際、独立役員を含め適格な者が率先して自浄作用の発揮に努める。

[指針 2] 第三者委員会を設置する場合における独立性・中立性・専門性の確保

内部統制の有効性や経営陣の信頼性に相当の疑義が生じている場合、当該企業の企業価値の毀損度合いが大きい場合、複雑な事案あるいは社会的影響が重大な事案である場合などには、調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、第三者委員会の設置が有力な選択肢となる。そのような趣旨から、第三者委員会を設置する際には、委員の先手プロセスを含め、その独立性・中立性・専門性を確保するために、十分な配慮を行う。

また、第三者委員会という形式をもって、安易で不十分な調査に、客観性・中立性の装いを持たせるような事態を招かないように留意する。

上記の指針に対して、公定解釈が明記されたものはないものの、JPX 自主規制法人の理事長を務めた佐藤隆文氏の手になる解説(注 36)を要約すると下記の通りである。

指針 1 については、まず、必要十分な調査範囲・調査機関の設定することで、迅速な調査は望ましいものの、根本原因の肉薄を難しくしかねない。次に、経営トップからのメッセージ発出も含めた、合理的な制約以外は深度のある事実認定を通じて問題の根本原因を探り出すことである。

4 点目は、社外取締役など独立役員が率先して役割を果たすことである。独立役員は、執行サイドから独立し、客観的な立場でリーダーシップを発揮することを期待している(注 37)。

指針 2 は、指針 1 を補強する趣旨で不祥事の実事認定と原因究明に第三者委員会を用いる場合の心構えという趣旨である。

指針 2 は、第 1 段落で第三者委員会の設置を有用ないし必要とする事例を挙げている。第 2 段落では第三者委員会を隠れ蓑としない警鐘を明記している。

第 1 段落では、3 つの場合を列挙している。どの場合でも、独立性・中立性・専門性が高く、独立性を、「不祥事に関与しないし関連している社内・外のものから独立している立場と、その独立性を貫ける立場」と定義している。中立性は利害関係のあるどの特定グループからも偏らない判断の見識があるとし、専門性は、起因した経営上の問題を法律・財務・技術面などから深く理解し、論理的に整理し解決策を提示できる能力と認識している。上記 3 つの資質を委員各人、構成された委員会に求めている。不祥事にかかわりのある経営トップの影響の下で選任された委員は、これらの資質を備えているとみなしにくいと認識している。

第 2 段落では、「名ばかり第三者委員会」を排除するとともに、調査の規律づけである日弁連のガイドラインに言及している。

また、同書では、第三者委員会報告書格付け委員会の活動を自主グループによる援軍として極めて好意的に評価を記載している。

不祥事対応プリンシプルは、不祥事を起こした会社では各局面でなすべきことのチェックリストとしての活用を想定している。また、いまだ不祥事として幸いにも顕在化していない会社においては自社に同様の問題が内在化していないか点検する確認ツールとして活用できる。その際に不祥事予防プリンシプルをツールにガバナンスと企業風土を醸成していくことも必要であると説いている(注 38)。この他にも上場管理業務の担当者や、投資家、弁護士等の専門家向けの不祥事対応のプリンシプルの活用法について着意して言及している(注 39)。

さらに不祥事予防のプリンシプルでは、CGC の原則を具体化するものとして、5 つの背景を起点として不祥事予防のプリンシプル策定となったと説明している。その 5 つとは、頻発する不祥事、企業における社会との「認識のずれ」、上場会社としての社会的責務、資本市場全体に対する信頼性に関する問題意識、および東芝問題をはじめとする重要な知見の認識の蓄積である、としている(注 40)。

不祥事予防のプリンシプルの内容は、上場会社とそこに所属する取締役・監査役・執行役員および従業員に「深い理解と主体的で積極的な実践」(注 41)を期待しているものであり、既に触れた 2 つの専門職団体出身者の知見や、取締役協会・監査役協会の原則をさらに拡張・充実させるものであることは間違いないと考えている。

5. 内部統制での内部監査・不正調査機能との関係

(1) 第三者委員会と内部監査・不正調査との連携の可能性について

内部統制の機能設計では、三つのラインである。業務執行・リスク管理・内部監査の 3 つの(組織)防衛機能のあるラインである。

第三者委員会が機能するという事は内部監査機能や不正調査機能が有効に機能しなかった可能性もある。一方で、取締役会や監査役会から委任された第三者委員会は補助者を必要としており、適切な指揮系統と調査スケジュール、人的資源を確保すれば品質不正をはじめとする不祥事の問題解明・再発防止策の立案に適切に有効に機能するといえる。

第三者委員会が弁護士法人・法律事務所・監査法人などの外部補助者に窮する場合には調査資源として、社内の内部監査部門や不正調査部門を活用することは、それら部門が不正当事者として関与していない場合には有用な知見が得られることがある。

「調査委員会において、社外専門家として委員を拝命したことがある。調査委員会メンバーには社外取締役や監査役も入っていたが、彼らによる業界、事業、社内人間関係などの知見は、調査に当たって役に立った。仮に第三者のみで調査を実施した場合、有効な調査ができるとは限らないのではないかと思う」(注 42)と会計士の意見も寄せられている。

監査役・監査委員・監査等委員監査担当取締役とこれら部門の指揮命令ルートを通じて証拠収集を行えば調査対象や進捗を大幅に短縮し仮説検証に第三者委員がより専念することが可能にもなりうる。

(2) 不正をどう定義するのか

内部監査協会 (IIA) における不正の定義では、「虚偽、隠ぺいまたは背信の性質を有するすべての違法行為。これらの行為は、暴力や身体的な力による脅威の有無にかかわらず。不正は、個人および組織体が、金銭、財産またはサービスを得るため、支払いやサービスの損失を回避するため、もしくは個人的なまたはビジネス上の利益獲得のために行うものである」、としている。また、内部監査協会と不正検査士協会のそれぞれが不正に関して定義を定めている。

講学的定義が重要ということではなく、取締役会(注 43)と監査役会(委員会等設置会社では、監査員会、監査等委員会設置会社では監査等委員会)が、委嘱する第三者委員会とその補助者との間で、調査対象に関する範囲と事実について不正の事実を共有し、内部統制システムの不備の治癒も含めた再発防止策までの道のりを認識し、ステークホルダーの信頼回復に結びつけるため不正の事案を受け止めていく「取組姿勢(注 44)」が、不正の定義で問われていくのではないかと考えている。そこでは、不正は、事実に応じて常に形を変え、影響も定まらないように見える一方で、それらを解明しようとする人々の志が解決への道のりを導くことになる。

6. 第三者委員会に期待される役割

第三者委員会の機能によって、資本市場からは、その需要を賄いきれることを今日では必ずしも期待されていない可能性がある。

第三者性と社外取締役(監査委員、監査等委員)・監査役と彼らの指名した第三者委員、および社内調査事務局との連携により、調査対象企業の将来的な企業価値増大に資する本質的な原因の解明、再発防止策の策定、取締役会による信頼回復のための具体的な工程表とその継続的なモニタリングといったプロセスを提言できるプラットフォームとしての第三者委員会が次の望ましい姿として浮かび上がってくるのではないだろうか。

(1) 秘匿特権制度と第三者委員会の関係について

秘匿特権とは、既に述べた通り、有資格者である法曹専門家と依頼者との間で法的助言に関するやり取りについて、その法的助言が法令違反であることや依頼者がその保護を放棄しない限りは、捜査手続きや訴訟の際に他の法曹専門家や官公庁からの開示要請について保護される特権があるということを意味する。

日本の現行法の中で、秘匿特権を認めた実定法として独占禁止法（以下、独禁法と略記）が存在する。2020年12月から導入が開始されている(注45)。

弁護士依頼者秘匿特権は、有資格の法律専門家から、法的助言が求められる場合、この目的に関するコミュニケーションが、依頼者により、秘密裏に行われたものであって、依頼者または当該法律専門家による開示から、永久に保護されるべきものとの依頼者の要請があり、かつ当該保護について放棄がないことが米国での要件とされている(注46)。

EUの場合には、弁護士依頼者秘匿特権は、社内弁護士には及ばないと解釈されている(注47)。秘匿特権に基づく保護の対象は、法人が法的助言を求めている書面、弁護士が法的助言を行っている書面、弁護士のメモ、会社のものが上司に会社が法的な助言を得る目的で事実説明を行っている書面など、実質的な助言に関するものである。ただし、法を破る目的や調査の妨害、虚偽の事実を述べるような弁護士の予言は対象外となる。また、保護の要件成立には、依頼者が助言を求める必要があり弁護士が実質的な助言を与えていることが必要となる。弁護士と依頼者が会合で、競争法の観点から価格カルテルの協議についてこれを止めなかった場合、CCメールでカルテルの合意が形成されているのにこれを止めなかった場合には、違法行為を助長しているものとして、弁護士は倫理規範違反となり懲戒される(注48)。

日本の場合には、2020年（令和元年）改正独禁法第76条第1項で、指針により細則(注49)を規定するとした。その内容を要約すると以下の通りである(注50) (注51)。

課徴金の減免手続きに関連して、保護対象文書は、不当な取引制限に関する弁護士依頼者間の通信で、弁護士の法的意見が記載されたもの、意見書だけではなく、会議のメモも含まれる。事実に関する記載、不当な取引制限違反の意見は含まれない。

保護の手続きは、以下の要件を網羅することである。

- (i) 提出時に事業者が本制度の取り扱いを求めること
- (ii) 文書の適切な保管が行われていること
- (iii) 事業者が本制度の取り扱いを求める文書ごとに、当該文書の作成日時、作成者氏名、共有者氏名、属性、概要などを記載した書面を一定期間内に提出すること
- (iv) 対象外文書が含まれていた場合には、公正取引委員会に当該文書の写しを提出するか、その内容を報告すること
- (v) 違法な行為を目的とするものでないこと

が必要となる。

保護を求められた文書について、事務総局官房の判別官が文書管理させ、秘匿特権に該当

すると判定した文書は速やかに還付する。保護されないとの判別官の決定には、委員会に異議を提出することができる。異議の却下・棄却決定について処分取り消し訴訟提起が可能となる。

第三者委員会と匿名特権との関係では、社内弁護士が雇用主である事業者からの指揮命令監督下になく独立して法律事務を行うことが明らかな場合には、法律専門家の範囲に含めるとしている。第三者委員会のスタッフに加わっている場合を想定しているが、雇用主が依頼者として行為しているか疑問があり、そのような第三者性を帯びた委員会の法的意見が秘匿特権で保護されるか疑問である、という見解(注 52)がある。

筆者もこの見解に賛成である。

また越知教授によれば、弁護士関与の社内調査の結果を、弁護士依頼者秘匿特権に配慮して調査してきた実態があり、調査報告書の意見部分はその保護の適用があるとしているものの、インタビューなど事実調査は提出を求められる可能性は残ると評価している。公正取引委員会では事実資料を強制的に提出させることはせず、提出は任意であるが、提出の有無・提出資料の有用性を協力に基づく減免における追加的減免要素に関する考慮要因とする運用は継続するとみている(注 53)。

(2) 第三者委員会の運用で匿名特権を活用する道はあるのか

(1) で考察したように、日本の独占禁止法に基づき、課徴金減免に限って匿名特権を適用させる方策も極めて限られたものとなる。法的助言を求めるメモに限り保護されるということであれば、第三者委員会が収集した事実資料を外部の弁護士法人ではなく、株式会社が保管することも視野に入れるべきであるといえる。また、独占禁止法の課徴金減免の再発防止策に対する会社側の複数の選択肢について法的評価を弁護士に求める限りは法的助言と取り扱われる可能性は高い、としか現時点では言及するほかない。

7. 開示に関する充実

八田報告(注 54)を受けての提言ではあるものの、第三者委員会への報酬が企業収益に比べて過大になる実例が生じている。規模の小さい新興企業への収益に対する影響(注 55) や、タイムチャージによる第三者委員会の契約の状況(注 56) に関する、有価証券報告書や統合報告書への開示について指摘している。

このほかに、「委員の選任理由・適格性・調査目的」、「委員報酬を含む第三者委員会の活動費用(補助者報酬を含む)」、および「第三者委員と後続の取引関係の存否など関係の公開」の開示を有価証券報告書で行い、適切な運用で、第三者委員会委員の隠ぺい防止へのインセンティブが高まらない措置をとるよう要請している。

筆者としては、これらの情報開示が「名ばかり第三者委員会」の発生を抑止に結びつくのであれば取り入れてもよいと考えている。

8. 会計不正における機能との差異・異同について

会計不正は、品質不正に比べて財務諸表（会社法及び金商法）に直結しやすく、株式会社の取締役、および監査役（監査委員、監査等委員取締役）の責任、並びに外部監査人（監査法人・公認会計士）の責任を問われることに加え、証券取引等監視委員会（以下、SESC と略記）も積極的に観察している（注 57）。

取締役・監査役に関して、虚偽記載について、会社法第 429 条第 2 項、金商法第 21 条、不法行為に関する損害賠償責任に問われる可能性がある（注 58）。その損害賠償責任の質については、それぞれの法の目的が異なることから、損害賠償責任の範囲が異なると解釈されている。

金商法では、第 172 条の 4 第 1 項又は第 2 項に該当する事実継続開示書類等の虚偽記載等として、発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている継続開示書類（有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をいいます。）等を提出した場合がこれに該当する。これに関する金商法上の規制では、継続開示である有価証券報告書（注 59）に限定しても、課徴金、刑事罰、および両罰規定が存在する（注 60）。

課徴金では 600 万円または、算定基準となる有価証券の市場価額総額×0.006%のいずれか高いほうが課される。

刑事罰は 10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金、それが共に科される場合がある。

両罰規定では、法人等の役員等が行為者であって、その法人等の業務・財産等に関して特定の違反行為をした場合には、その行為者のみならず法人等にも 7 億円以下の罰金を科されることを定めている。

金商法第 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」とは、投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的事項、すなわち、その事実について真実の記載がなされれば投資判断が変わるような事項をいうものと解するのが相当である、と審判（注 61）では示している。また、損害賠償責任とは異なり、課徴金の賦課要件には、発行者に虚偽の記載に関する故意過失等の責任要素は必要ではない（注 62）。

なお、金商法では課徴金減免制度の対象として、「継続開示書類等の虚偽記載」を含めた 7 つの類型について、検査又は報告の徴取前に、SESC に対し違反事実に関する報告を行った場合に直近の違反事実に関する課徴金の額を、金商法第 185 条の 7 の第 14 項に基づき、法の規定の算出額の半分に減軽することを定めている。

また、減免制度は存在するが、独禁法とは異なり事業者と弁護士との間の秘匿特権についての定めはない。また、課徴金減免の際の違反事実に関する報告は、違反を証明する事実であればよいから、第三者委員会の報告が必須であるとまでは読み取れない。

図2：SESCの示した課徴金勧告件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
勧告件数	9	8	6	5	2	10	6

(SESC ホームページより H24 以前と R2 を削除のうえ、筆者が加工)

さらに会計士についても公認会計士法で課徴金またはそれ以外の処分が科されることになっている(注 63)。

品質不正は、長期的には企業価値の毀損につながる可能性が大きいものの、会計不正とは異なり、資本市場でそれほど重視されていない可能性が现阶段では看取できる。なお、開示検査事例集では、非財務情報に関する虚偽記載で初めて課徴金納付命令勧告を SESC が下した(注 64)。

ただし、その内容については、有価証券報告書での「コーポレート・ガバナンスの状況」について事実と異なる記載を行ったというもので直接品質不正に関連する性質のものではない(注 65)。しかし SESC が非財務情報の開示規制違反を広く認識すれば品質不正に関する虚偽記載も開示規制違反になる可能性は今後生じうる(注 66)。

専門家である証券アナリスト協会の「ディスクロージャー優良企業選定」(注 67)では、SUBARU は 2019 年まで、6 年連続 6 回の受賞を果たしており、品質不正が経営に影響のあるインパクトまであったとは言えないといえる(注 68)。非財務情報が資本市場における企業の公正価値形成に寄与できる風土づくりも日本の資本市場の今後の課題となると考えている。

品質不正の場合には、金商法第 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」に該当する具体的な基準が明確になったとまでは言えない。

また、適時開示規制とインサイダー取引規制にかかわる金商法第 166 条第 2 項にいう「重要事実」に品質不正が抵触する可能性があるケースとして想定されるのは以下の通りである。

「決定事実」の場合には (10) 新製品または新技術の企業化、政令にいう (18) 事業の全部または一部の休廃止が想定される。

「発生事実」の場合には法での (1) 災害または業務に起因する損害、政令での (6) 免許の取り消し、事業の停止など行政庁による法令に基づく処分、(15) 主要取引先との取引停止が想定される。

第三者委員会を設置した旨の通知は、JPX の適時開示のプレスリリースで掲出されるものの最終的に有価証券報告書で品質不正は金銭的な評価で変換されて表現されなければ虚偽記載表示の対象には至らないともいえる。

9. 品質不正の帰結

神戸製鋼の品質不正は結果として、国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、経済産業省の所管する JIS マーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JIS マークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、罰則を強化する法改正を実施することとなった(注 69)。

認証を取得していない事業者が JIS マークを表示した場合と、認証取得事業者が報告徴収及び立入検査に基づく、主務大臣による表示の除去・抹消又は販売停止の命令に違反した場合には、法人両罰規定を既に設けていたものの、法人罰の罰金を、百万円を一億円に引き上げるように、改正した。

JIS マーク表示制度とは、製造事業者等が登録認証機関から①製品試験 (JIS 規格値への適合) 及び②品質管理体制について審査による認証を受けて、認証製品に JIS マークを表示できる制度である。登録認証機関は、基準に抵触すると判断した場合は、直ちに再審査のための現地調査を行い、是正措置、JIS マーク表示の一時停止、認証取消し等の措置を行うことができる、と解説している。

なお担当官は解説によれば、JIS の規格値を用いた企業間の契約の下で部品等の調達時に、製造事業者が JIS 規格値を満足しない製品を出荷した場合は、当該契約違反に当たるものの、JIS 法の違反とは言えない (JIS マーク認証事業者が認証製品に JIS マークを表示して出荷した場合を除く。) としている(注 70)。

企業とは独立した外形のある登録認証機関における製品試験、社内の品質管理体制の審査という外の目を経て、JIS マークの表示・信頼を維持することを図ったといえる。また、企業間取引の信頼を維持するため、JIS マークを表示せずに製品を出荷した場合には、契約違反であっても JIS 法違反としない方策をとったといえる。この場合でも、購買依頼業者が、JIS 準拠を仕様書に規定し、物品売買や製造請負契約を製造者・提供者と締結していれば、それらに対して民事・商事上の責任追及は可能であるといえる。

10. 【補論】品質不正と技術士との関係

9では、事業者と JIS 制度との関係を整理した。製造業を中心とした技術に関する専門家である技術士と品質維持制度と不正を防止するための仕組みとの法的な整理はついていない。ちなみに株式会社の財務諸表の外部監査人となる会計士・会計士補は 39,589 人 (注 71) (2020 年 11 月) であるのに対し、技術士は 94,118 人と 3 倍いる(注 72)。

品質不正は、会社法や金商法、民法に基づく不法行為責任に基づく損害賠償請求という視点から、取締役や監査役 (監査委員、監査等委員と同義) の職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき、非財務情報に関する事業報告に関する虚偽の記載といった事実から求償するには一般投資家や個人株主のような損害賠償請求者からみれば、その立証責任は一般投資家、個人株主、財やサービスの利用者には、過大な負担があると認識できる。

技術士が、それぞれの株式会社や顧客である株式会社製品・サービスなどの品質維持の

内部統制システムを適切に構築していること、取締役会や監査役会（委員会等設置会社では監査委員会、監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会）がその統制されたシステムを監督・モニタリングしていることを証明できない場合に損害賠償責任を認める余地があれば、それらの株式会社の行動が是正されるインセンティブが機能できるのではないかと考えている。

内部統制システムを適切に構築する一環として、品質不正を防止するための業界ごとの具体的な基準作りに技術士の知見を活用することを視野に入れるべきではないだろうか(注73)。また、組み込んだ際には公認会計士法のように、課徴金や行政処分となりうる可能性を包括した負のインセンティブを導入して、より品質を向上させる自主的な取り組みを技術士にぜひ期待したい。

第4章 結語

1. 価値を付加する第三者委員会の機能の再検討に向けた取り組み

「価値を付加する」とは、上場会社の株主・取締役（監査役を含む）・執行役員・従業員・消費者・取引先に長期的な利益をもたらす取り組みと解釈している。

会計不正に関しては、上場会社にとっては、会社法や金商法に基づく虚偽記載に関する損害賠償請求以外にも課徴金・刑事罰・両罰規定など遵守に関する制裁措置との組み合わせのため、公認会計士が務める監査法人・会計監査人にも品質維持と遵守インセンティブにより、抑止が効いているといえる。

一方、品質不正の場合には有価証券報告書における虚偽記載に至るまでの記述が十分あるわけでもなく、開示違反規制を担う SESC・JPX 自主規制法人からも十分深度と広がりのある調査の領域まではたどり着いているわけではない。

第三者委員会は、独立性のある社外取締役（監査委員、監査等委員）、監査役との協働も視野に入れる必要がある。

日弁連の第三者委員会ガイドラインについて、上記の役割の拡大が期待される視点に加え、米国の証券取引法をはじめとする域外適用の可能性も念頭に置いた対応の改正、法曹専門団体としての不祥事予防への対応も必要であると思う。

これまで以上に資本市場における企業価値を念頭に置いた不祥事予防・対応への法曹への期待は大きい。

公認会計士にあつても同様の視点からの改訂が期待されている。繰り返しになるが、不正調査以外の監査役、社外取締役、監査委員、監査等委員の役割時の責任、それらの人との協働、日本以外の外国法への域外適用、公認会計士の視点からの不祥事予防などに関するリーチの拡大が期待される。

取締役協会については、「監督」の視点にとどまらない、「わがこと」としての取り組みが期待される。

また、品質不正においては会計士よりも登録者数の多い技術士を、上場企業はさらに十分

活用して品質不正の維持・向上に関する内部統制に生かすことを提言した。

そのような取り組みの中から、株主や従業員等、消費者、取引先に価値を付加する第三者委員会のありようについてのベスト・プラクティスを実現することに少しでも寄与できるように筆者も貢献していきたいと考えている。

2. 残された課題

研究不正については今回、考察の対象としていない。今後企業における研究不正についても考察の対象を広げて体系的な研究としていきたいと考えている。

(2020年12月31日脱稿)

【文献リスト】

- ・日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会編『「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の解説』（商事法務、2011年）
- ・本村 健 [編集者代表] 青木 幹雄 / 永口 学 / 上島 正道 / 河江 健史 / 高山 梢 / 高山 清子 [編著]『第三者委員会 設置と運用【改訂版】』（金融財政事情研究会、2020年）
- ・佐藤隆文『資本市場とプリンシプル』（日本経済新聞出版社、2019年）
- ・八田進二『「第三者委員会」の欺瞞』（中央公論新社、2020年）
- ・永口学・工藤良平『Q & A 独占禁止法と知的財産権の交錯と実務』（日本加除出版、2020年）
- ・長島・大野・常松法律事務所「スズキ株式会社宛て 完成検査における不適切な取扱いに関する調査報告書」（平成31年4月12日）<https://www.suzuki.co.jp/commons/pdf/20190412.pdf>（2020年8月22日閲覧）
- ・長島・大野・常松法律事務所「株式会社 SUBARU 御中 完成検査における不適切な取扱いに関する調査報告書」（平成30年9月28日）https://www.subaru.co.jp/press/news/2018_09_28_6343/2018_0928_2-1b.pdf（2020年8月22日閲覧）
- ・株式会社 SUBARU「当社の再発防止策について」（平成30年9月28日）https://www.subaru.co.jp/press/news/2018_09_28_6343/2018_0928_2-1a.pdf（2020年8月22日閲覧）
- ・日産自動車「完成検査における不適切な取扱いへの対応等についてのご報告」（2018年9月26日）https://www.nissan-global.com/PDF/180926-01_01.pdf（2020年8月22日閲覧）
- ・瀬口昌久「研究データの適正な管理の現状と課題」（「技術倫理研究」第14巻1-30頁、2017年）（2020年8月22日閲覧）
- ・柏木昇「製品検査データ改竄と日本企業のコンプライアンス」（「中央ロー・ジャーナル」第15巻第3号191-203頁、2018年）（2020年8月22日閲覧）
- ・雪印種苗第三者委員会「種苗法違反等に関する調査報告書」（2018年）https://www.snowseed.co.jp/wp/wp-content/uploads/info/houkoku_kaiji_20180427.pdf（2020年10月8日閲覧）

- ・神戸製鋼所「当社グループにおける不適切行為に関する報告書」(2018年)
https://www.kobelco.co.jp/releases/files/20180306_report.pdf (2020年10月4日閲覧)
- ・越知保見『日米欧競争法大全』(中央経済社、2020年)
- ・弥永真生「企業法における法の実現手法」155-170頁長谷部・佐伯・荒木・道垣内・大村・亀本編『岩波講座 現代法の動態 2 法の実現手法』(岩波書店、2014年)
- ・日立化成株式会社特別調査委員会「調査報告書」(2018年)(2020年10月4日閲覧)
- ・住友重機械工業「品質管理における不適切行為」に関する特別調査委員会報告書(2020年9月21日閲覧)<https://www.shi.co.jp/info/2018/6kgpsq00000088np-att/6kgpsq00000088oa.pdf>
- ・科学技術研究費助成報告書「企業価値向上型コンプライアンス構築モデルの構築」(2020年8月22日閲覧)
- ・塚辺博崇「内部統制無効化に関する一考察—第三者委員会報告書における検討—」(新潟経営大学紀要第25巻第4号37-47頁、2019年)(2020年12月28日閲覧)
- ・百合野正博「第三者委員会社会」(同志社商学第67巻第4号439-458頁、2016年)
- ・高田寛「東芝第三者委員会調査報告書の検証と再発防止に向けての実務的対応」(富山大学経済論集第61巻第3号、2016年3月)
- ・公正取引委員会「別紙2 事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて」(平成元年6月報道発表資料)https://www.jftc.go.jp/houdou/kouenkai/190625kondan_file/siryoul.pdf (2020年10月1日閲覧)
- ・日本監査役協会「監査役監査実施要領」http://www.kansa.or.jp/sukort/el001_160520_1a.pdf
- ・同、「新任監査役ガイド(第6版)」(2017年)
http://www.kansa.or.jp/support/el001_170501.pdf、
- ・同、「新任監査等委員ガイド」113-115頁(2018年5月)http://www.kansa.or.jp/support/el001_180508.pdf (それぞれ2020年12月30日閲覧確認)
- ・加藤公敏「臨床研究の利益相反マネジメント」(日大医誌第73巻第5号235-236頁、2014年)(2020年10月7日閲覧)
- ・土本 清幸 「虚偽記載の審査と上場廃止まで 上場管理の仕事 虚偽記載審査の実務」(2011/1/11)(朝日新聞ホームページ)<https://judiciary.asahi.com/fukabori/2010122100007.htm> (2020年9月17日閲覧)
- ・経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)」https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190628003/20190628003_01.pdf(2020年9月17日閲覧)
- ・日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第51号「不正調査ガイドライン」(2013年)
https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-3-51-2-20130920.pdf (2020年9月17日閲覧)
- ・日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第65号「近年の不正調査に関する課題と提言」
https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-3-65-2-20190702.pdf (2020年9月17日閲覧)
- ・日本監査役協会「重大な企業不祥事の疑いを感じた際の監査役等の対応に関する提言—コーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役等に求められる対応について—」(ケース・スタデ

- イ 委員会) http://www.kansa.or.jp/support/el_csi120928-1.pdf (2020年10月10日閲覧)
- ・証券取引等監視委員会事務局「開示検査事例集」(2019年8月)
<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20191023/02.pdf> (2020年12月30日閲覧)
 - ・証券取引等監視委員会事務局「開示検査事例集」(2020年8月)
<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20200807/05.pdf> (2020年12月30日閲覧)
 - ・スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(令和元年度)『「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~』(2020年3月) <https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20200324/01.pdf> (2020年9月27日閲覧)
 - ・株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード~会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために~」(2018年) <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jdy-att/nlsgeu000000xdn5.pdf> (2020年9月27日閲覧)
 - ・同、「「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」の策定について」
<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/principle/nlsgeu000001ienc-att/fusyojiprinciple.pdf>
(2020年10月3日閲覧)
 - ・同、「不祥事予防に向けた取組事例集」<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/nlsgeu0000031b00-att/20191107.pdf> (2020年10月3日閲覧)
 - ・樋口晴彦『東芝不正会計事件の研究 不正を正当化する心理と組織』(白桃書房、2017年)
 - ・安岡孝司『企業不正の研究 リスクマネジメントがなぜ機能しないのか』(日経BP社、2018年)
 - ・井上泉『企業不祥事の研究—経営者の視点から不祥事を見る』(文眞堂、2015年)
 - ・日本規格協会編『産業標準化法対応 JIS マーク認証の手引【鉱工業品編】』(日本規格協会、2020年)
 - ・会沢綾子「不正行為はなぜ常態化するのか。」(赤門マネジメント・レビュー、2019年)
 - ・大島和夫「企業における技術情報の管理」(京都府立大学(公共政策)学術報告 39-87頁、2018年)
- 雑誌論文
- ・深水大輔「第三者委員会実務の課題整理と再構成—企業のリスク管理システムにおける第三者委員会の位置づけ」『商事法務』2200号34頁(2019年)
 - ・一ノ宮士郎「不正会計の実態分析」6-18頁
 - ・尾関規正「不正会計開示後の企業対応と株価形成」19-31頁
 - ・吉見宏「不正会計と監査—主要な不正事例への監査の対応」32-41頁
 - ・首藤昭信「会計学研究における不正会計予測モデルの展開」42-52頁
『証券アナリストジャーナル』第58巻第10号(日本証券アナリスト協会、2020年)
- 日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715_2.pdf

参考資料

【1】監査役監査基準

(企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会) 第 27 条

1. 監査役は、企業不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下本条において同じ。）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、当該企業不祥事の実態関係の把握に努めるとともに、【Lv.4】原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。【Lv.2】

2. 前項の取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役は、監査役会における協議を経て、取締役に対して当該企業不祥事に対する原因究明及び再発防止策等の検討を外部の独立した弁護士等に依頼して行う委員会（本条において「第三者委員会」とい

う。）の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。【Lv.3】

3. 監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、【Lv.4】第三者委員会の委員に就任しない合にも、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。

【Lv.3】監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行する。【Lv.3】

【2】第三者内部監査の専門職的实施の国際基準（下線部は筆者注）

1210.A2－ 内部監査人は、不正のリスクを評価し組織体はそのリスクを管理する手段を評価するための、十分な知識を有していなければならないが、不正の発見と調査に第一義的な責任を負う者と同等の専門知識を持つことは期待されていない。

1220.A1－ 内部監査人は、以下の諸点に配慮して専門職としての正当な注意を払わなければならない。

- ・ 個々のアシュアランス業務の目標を達成するために必要な業務（work）の範囲
- ・ アシュアランスの手の適用対象事項の相対的な、複雑性、重要性または重大性
- ・ ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスの妥当性と有効性
- ・ 重大な誤謬、不正またはコンプライアンス違反の可能性
- ・ 潜在的な便益と対比したアシュアランスのためのコスト

2060－ 最高経営者および取締役会への報告

内部監査部門長は、内部監査部門の目的、権限、責任、および内部監査部門の計画に対する業務遂行状況、ならびに「倫理綱要」と「基準」への適合について、定期的に最高経営者および取締役会へ報告しなければならない。報告には、不正のリスクや、ガバナンス上の課題、最高経営者および取締役会、またはそのいずれかが関心を払うべきその他の事項等の、重大なリスクとコントロール上の課題も含まなければならない。

2120.A2— 内部監査部門は、不正の発生可能性および組織体が不正リスクをいかに管理しているかを評価しなければならない。

2210.A2— 内部監査人は、個々のアシュアランス業務の目標を設定するに当たり、重大な誤謬、不正、コンプライアンス違反およびその他のエクスポージャー（リスクに曝されている度合い）の可能性を考慮しなければならない。

【3】IIA における不正の定義

Fraud（不正）

虚偽、隠ぺいまたは背信の性質を有するすべての違法行為。これらの行為は、暴力や身体的な力による脅威の有無にかかわらない。不正は、個人および組織体が、金銭、財産またはサービスを得るため、支払いやサービスの損失を回避するため、もしくは個人的なまたはビジネス上の利益獲得のために行うものである。

【4】公認不正検査士 職業倫理規範

CFE は、常にプロ意識と勤勉さをもって自らの責務を遂行する。

CFE は、不法行為または非倫理的行為、また、CFE としての利益相反行為に該当する恐れのある活動には一切関与してはならない。

CFE は、常に最高の倫理観と誠実さを発揮して職務を遂行し、自らの経験・能力に照らして、プロに相応しい成果が出せると期待できる範囲においてのみ依頼を引き受ける。

CFE は、裁判所の命令を遵守し、公正無私に真実のみを証言する。

CFE は、不正検査において意見を述べる場合には、その根拠となる証拠その他の資料を入手する。但し、個人もしくは団体の罪状については、一切意見を述べてはならない。

CFE は、職務遂行過程で知り得る秘密情報を正当な許可なくして開示してはならない。

CFE は、不正検査において発見する、真相究明に必要な不可欠な重要事項をすべて開示しなくてはならない。

CFE は、自らの職務遂行能力を高めるために、絶えず努力しなくてはならない。

（脚注）

（注 1）本論考は、所属する企業の見解とは何ら関係がなく、筆者の単なる個人的見解である。

（注 2）弥永真生「企業法における法の実現手法」167 頁によれば、証券取引所や自主規制団体のルールを通じた法の実現あるいは最低限を定める法の要求を超えた最善実務の実現が目指さ

れる、としており本論文もその方向に従ったものである。

- (注 3) 八田進二『「第三者委員会」の欺瞞』（中央公論新社、2020 年）
- (注 4) 本村 健 [編集者代表] 青木幹雄 / 永口 学 / 上島正道 / 河江健史 / 高山 梢 / 高山清子 [編著]『第三者委員会 設置と運用【改訂版】』（金融財政事情研究会、2020 年）
- (注 5) 「2018 年度職業上の不正と濫用に関する国民への報告書（日本語版）」11 頁（一般社団法人日本公認不正検査士協会 HP から閲覧可能）
https://www.acfe.jp/upload/RTTN2018_J.pdf（2020 年 10 月 10 日閲覧）
- (注 6) SUBARU「当社群馬製作所の完成検査における不適切な取扱いに関する徹底調査の結果について」（2018 年 9 月 26 日）（2020 年 6 月 5 日閲覧）
- (注 7) 同社ホームページプレスリリースによる。（2020 年 6 月 5 日閲覧）
- (注 8) 日立化成株式会社特別調査委員会「調査報告書（要約版）」（2018 年）（2020 年 10 月 4 日閲覧）
- (注 9) ネットで委員会の活動を確認できる。<http://www.rating-tpcr.net/>（2020 年 12 月 31 日閲覧）
- (注 10) 小林弁護士からの反論文は以下に掲載 <http://www.rating-tpcr.net/wp-content/uploads/93140f57c4c8777ce1240129f55d0cea.pdf>（2020 年 12 月 29 日閲覧）
- (注 11) 第三者委員会報告書格付け委員会からの再反論 <http://www.rating-tpcr.net/wp-content/uploads/c1b489546a6620f46701a47db25daa81.pdf>（2020 年 12 月 29 日閲覧）
- (注 12) 社外取締役で、自動的に監査委員、監査等委員を兼務しない場合も想定されるため、場合分けしている。
- (注 13) 本村健ほか、前掲注(4)169-170 頁
- (注 14) 神戸製鋼は、米国預託証券保有者から 2017 年 12 月にグループにおける企業倫理綱領および製品品質の遵守状況の不備が米国証券法に違反するとして、米国ニューヨーク州南部地区連邦裁判所に訴訟を提起され、2019 年 2 月に和解で対応した。同社プレスリリース「当社に対する訴訟の和解による終結について」
https://www.kobelco.co.jp/releases/1200824_15541.html
https://www.kobelco.co.jp/releases/1199080_15541.html
 品質不正に関しては 2018 年 3 月 5 日に当社が製造し、本件訴訟の共同被告となっていた自動車メーカーの製造する一定の車種の自動車に使用された金属製品（以下「対象製品」といいます。）に関するもので、原告らは、対象製品を使用して製造されたとされる自動車を購入し又はリースしている者から訴訟提起、2020 年 2 月 13 日（現地時間）、当社らは諸般の要素を総合的に検討して和解に合意することとし、同日、原告らと和解の基本合意書を締結し、訴訟は取り下げの方向となった。
 「当社及び当社グループ会社に対する訴訟の和解について」
https://www.kobelco.co.jp/releases/1203211_15541.html
 （2020 年 12 月 31 日閲覧）
- (注 15) 上場会社の秘密を知ったことでインサイダー情報に基づくカラ売りや貸株など取引することを、補助者が行わないこと。
- (注 16) 補助者として従事して知りえた上場会社の秘密を利用して、自らの顧問先への助言に生かすなど自らの利益を極大化させること。
- (注 17) 経済産業省「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書～令和時代に必要な法務機能・法務人材とは～」https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/homu_kino/pdf/20191119_report.pdf（2020 年 12 月 30 日閲覧）は、経営者視点であり、外国株式会社におけるゼネラルカウンセル（CLO：法務責任者）からの視点であり、上場株式会社に所属しない法曹専門家の視点を代弁したものとは言えないため、別に取りまとめる必要があるのではないかという趣旨である。
- (注 18) 日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第 51 号「不正調査ガイドライン」（2013 年）https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-3-51-2-20130920.pdf（2020 年 9 月 17 日閲覧）
- (注 19) 日本公認会計士協会経営研究調査会、前掲注(18)5 頁

- (注 20) 日本公認会計士協会経営研究調査会、前掲注(18)45 頁
- (注 21) 日本公認会計士協会経営研究調査会、前掲注(18)51 頁
- (注 22) 日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第 65 号「近年の不正調査に関する課題と提言」1 頁を引用 https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-3-65-2-20190702.pdf (2020 年 12 月 28 日閲覧)
- (注 23) 日本公認会計士協会経営研究調査会、前掲注(18)45 頁
- (注 24) 日本公認会計士協会経営研究調査会、前掲注(18)51 頁
- (注 25) 日本公認会計士協会経営研究調査会、前掲注(22)11 頁
- (注 26) 日本公認会計士協会経営研究調査会、前掲注(22)11-12 頁
- (注 27) 日本取締役協会監査等委員会設置会社研究会「監査等委員会の監査の展望～取締役が行う監査について～」(2016 年 10 月) https://www.jacd.jp/news/opinion/161011_01report.pdf (2020 年 12 月 29 日閲覧)
- (注 28) <https://bdti.or.jp/regular-programs/> (2020 年 12 月 29 日閲覧)
- (注 29) 日本監査役協会、「新任監査役ガイド (第 6 版)」113-115 頁 (2017 年)
http://www.kansa.or.jp/support/el001_170501.pdf、「新任監査等委員ガイド」113-115 頁
 (2018 年 5 月) http://www.kansa.or.jp/support/el001_180508.pdf (2020 年 12 月 30 日閲覧)
- (注 30) 日本監査役協会、前掲注(29)、114-116 頁
- (注 31) 日本監査役協会「監査役監査実施要領」http://www.kansa.or.jp/support/el001_160520_1a.pdf 269-271 頁 (2016 年 5 月 (2020 年 12 月 30 日閲覧))
- (注 32) 日本航空「JAL 顧客情報システムへの不正アクセスによるお客さま情報の漏えいについて<最終報告>検証報告書 (要約)」<https://www.jal.co.jp/info/other/150122.pdf> (2020 年 12 月 31 日閲覧)
- (注 33) 佐藤隆文『資本市場とプリンシプル』153-158 頁 (日本経済新聞出版社、2019 年)
- (注 34) 佐藤、前掲注(33)160-161 頁
- (注 35) 上場規程の別添として CGC は位置づけられ、CGC は企業行動規範の順守すべき事項とし、コードを実施しない場合には、一部・二部・マザーズ・JASDAQ はコードを実施しない場合、その理由を説明するものとする。ただし、マザーズ・JASDAQ は基本原則部分のみ適用するものとしている。
- (注 36) 佐藤、前掲注(33)162-166 頁
- (注 37) 佐藤、前掲注(33)162-164 頁
- (注 38) 佐藤、前掲注(33)170-171 頁
- (注 39) 佐藤、前掲注(33)171-173 頁
- (注 40) 佐藤、前掲注(33)181 - 190 頁
- (注 41) 佐藤、前掲注(33)215 頁
- (注 42) 日本公認会計士協会経営研究調査会、前掲注 (22) 33 頁
- (注 43) 経営者の暴走の場合には内部統制が無効化されることは東芝事案で実証済みである。
- (注 44) 金融検査マニュアル 11 頁にいう「取組姿勢」に準ずるものと受け止めている。
<https://www.fsa.go.jp/manual/manualj/yokin.pdf> (2020 年 12 月 30 日閲覧)
- (注 45) 日本経済新聞 2020 年 11 月 2 日 11 面「和製『秘匿特権壁高く』」
- (注 46) 越知保見『日米欧競争法大全』140 頁 (中央経済社、2020 年)
- (注 47) 越知、前掲注(46)189 頁注 84
- (注 48) 越知、前掲注(46)189 頁
- (注 49) 公正取引委員会の審査に関する規則 (平成十七年十月十九日公正取引委員会規則第五号) 第 23 条の 2 から第 23 条の 5 がこれに該当する。
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/shinsa/shinsakisoku.html> (2020 年 12 月 30 日閲覧)
- (注 50) 越知、前掲注(46)233-234 頁
- (注 51) 公正取引委員会「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/hanbetsu.html> (2020 年 12 月 30 日閲覧)

- (注 52) 越知、前掲注(46)234 頁
- (注 53) 越知、前掲注(46)234 頁
- (注 54) 八田進二、「第三者委員会の有効性確保に向けての 5 つの提言」151-156 頁 (第 11 回 ACFE JAPAN カンファレンス講演資料 (内部頒布物)、2020 年)
- (注 55) 八田、前掲注(54)152 頁、同社ホームページ、2018 年 12 月期有価証券報告書 23 頁
<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/21910/279329c3/ef33/4f4d/90da/fa86d62db378/S100FIOI.pdf>
 2019 年 12 月期有価証券報告書 76-77 頁 <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/21910/7877032f/3ef3/4587/951f/7dcb7d6407/S100I9HT.pdf> (2020 年 12 月 30 日閲覧確認)
- (注 56) ALBERT 社ホームページ、臨時報告書の訂正報告書 <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS80463/6e698f1e/fc99/4813/9844/ddfe4afa25f4/S100JAKY.pdf> (2020 年 12 月 30 日閲覧確認)
- (注 57) 証券取引等監視委員会事務局「開示検査事例集」(2019 年 8 月) 31 頁
- (注 58) (公財) 日本証券経済研究所金融商品取引法研究会「金融商品取引法の役員の責任と会社法の役員の責任—虚偽記載をめぐる役員の責任を中心に—(報告者 近藤光男神戸大学名誉教授)」(日本証券経済研究所、2013 年) <https://www.jsri.or.jp/publish/record/pdf/041.pdf> (2020 年 12 月 30 日閲覧)
- (注 59) 有価証券報告書の参照書類、添付書類および訂正書類(訂正届出書等)を含む。添付書類は、会社の定款のほか、会社法上の「計算書類」、および事業報告が含まれる。計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記が含まれる。
- (注 60) 以下の記述は下記文献を参考とした。小林章子「開示書類の虚偽記載等と金融商品取引法」(大和総研、2016 年) https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20160325_010755.pdf (2020 年 12 月 31 日閲覧)
- (注 61) 証券取引等監視委員会事務局「開示検査事例集」188 頁 (2020 年 8 月)
- (注 62) 証券取引等監視委員会事務局、前掲注(61)188 頁
- (注 63) 第 2 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会合同会議の配布資料(消費社庁からの提出資料)「違反行為の抑止を目的とする現行の課徴金制度について」11 頁
https://www.cao.go.jp/consumer/history/03/kabusoshiki/kachoukin/doc/140311_shiryou4.pdf (2020 年 12 月 31 日閲覧)
- (注 64) 証券取引等監視委員会事務局、前掲注(61)9 頁
<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20200807/05.pdf> (2020 年 12 月 30 日閲覧)
- (注 65) 証券取引等監視委員会事務局、前掲注(61)41-44 頁
- (注 66) 2018・2019 年と 2 カ年の開示検査事例集を見る限り、非財務情報の開示規制違反は 1 例にとどまっている。会計操作・不正会計に関する事例が開示検査事例集では多く取り扱われている。今後非財務情報で取り扱われる可能性が高いのは、製品・サービスの品質不正に関して、品質保証引当金や修繕引当金の引当て・取り崩しなど会計事象が介在する場合に、担当取締役や取締役会を含めた内部統制に関する認識の深度を含めた開示規制の違反の当否について、SESC や JPX 自主規制法人が深度のある調査を実現した場合に、開示違反事例を指摘・照会される可能性が高いと筆者はみている。
- (注 67) 6 年連続 6 回
<https://www.saa.or.jp/standards/disclosure/selection/pdf/jidousya2019.pdf>
https://www.saa.or.jp/disclosure/pdf/disclosure_2018.pdf
https://www.saa.or.jp/disclosure/pdf/disclosure_29.pdf (2020 年 10 月 4 日閲覧)
- (注 68) 証券アナリストはセルサイド・バイサイドがあるため、評価することにより資本市場での円滑な流通を確保できる側面がある。したがって、あしざまに評価しても、自らの業界に利益は生じないわけで辛口の評価が下しにくい要素もある。
- (注 69) 「JIS 法の抜本的改正」(経済産業省、平成 30 年 11 月)
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/pdf/JIShokaisei.pdf> (2020 年 10 月 10 日閲覧) 改正の主眼は、規制対象を工業から、データ、サービス分野(経営管理を含

む) 産業標準化法に変更した。

工業標準化法が、従来、罰則の水準は、行為者は、1年以下の懲役・又は100万円以下の罰金、法人には、100万円以下の罰金と両罰規定を定めていた。法人には1億円以下の罰金(法人重科)を課することを改正した。農林水産業の製品・サービスの品質規格を対象に規制する日本農林規格等に関する法(JAS法)では、平成30年4月改正施行済みだった。

(注70) 関野武志(経済産業省 産業技術環境局工業標準調査室課長補佐) 「工業標準化法(JIS法)の改正概要について」(平成30年9月20日)

https://webdesk.jsa.or.jp/pdf/dev/md_4073.pdf (2020年10月10日閲覧)

(注71) 日本公認会計士協会「会員数等調」(2020年11月現在)の登録会員数+未登録会計士補の合計数 <https://jicpa.or.jp/about/0-0-0-20201130.pdf> (2020年12月30日閲覧)

(注72) 日本技術士会「公益社団法人日本技術士会 概要」7頁

https://www.engineer.or.jp/c_topics/000/attached/attach_260_2.pdf (2020年12月30日閲覧)

(注73) 日本技術士会修習技術者支援実行委員会「修習技術者のための修習ガイドブック(第3版)」21-24頁(日本技術士会、平成27年1月)では、法規制などに着意している。

https://www.engineer.or.jp/c_topics/003/attached/attach_3637_1.pdf (2020年12月30日閲覧)